

平成23年度「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会」報告書の概要について

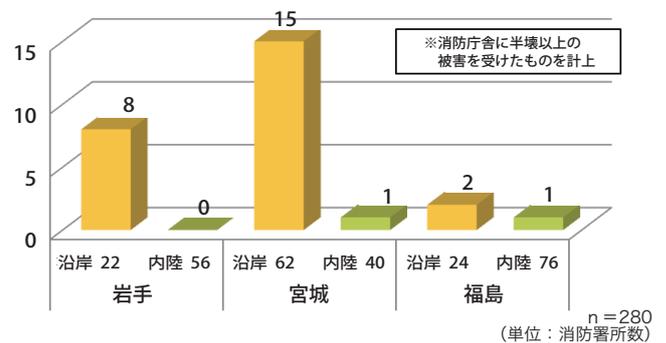
消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、東日本大震災を踏まえて「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会」を開催し、災害初期における対応策を中心に、効果的な初動活動及び職員の安全対策を含めた具体的に取り組むべき方策などについて検討してきた結果、この度、「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書」として取りまとめられました。



宮城県気仙沼市鹿折地区における消火活動の状況
(気仙沼・本吉地域広域行政組合消防本部提供)



署所等の施設被害の状況



津波被害を受けた消防署の状況
(釜石大槌地区行政事務組合消防本部提供)

2 報告書の概要について

1 検討の目的等

(1) 検討目的

- 東日本大震災では、災害が複合的かつ同時多発的に発生し、被災地における消防本部は、発災直後から県内外からの応援隊や緊急消防援助隊が到着するまでの間、限られた消防力で対応を求められた上、消防活動は職員、消防庁舎及び消防車両等に多大な被害を受けた状況下で行われた。
- これらのことを踏まえ、災害初期における対応策を中心に大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動のあり方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討したもの。
※消防職員の死者・行方不明者27人、うち消防活動中26人（参集途上1人含む）。

(2) 初動活動の重要性

- 地震等の災害発生とともに、消防本部では消防力の確保のため初動措置を行い、災害対応体制を確立したうえで、発災直後から集中する災害通報等に基づき災害対応を実施する。
- 被害状況等の把握、同時多発災害への対応など、初動期における対応が、その後の被害軽減に繋がっていくため、限られた消防力を効果的に活用することが重要となる。

(3) 事前計画の策定及び訓練の実施

- 効果的な初動活動を行うには、事前に計画を策定しておくことが重要であり、また、当該計画に基づき十分な訓練を実施し、災害対応に備えておく必要がある。

2 検討の概要

(1) 災害対応体制の確立

消防本部では、大規模災害が発生した際、災害に即応していくため、その人員、施設、車両、装備、資機材及び水利等の消防力を早期に確保し、災害対応体制を確立することが重要となることから、庁舎等の被災を想定した事前計画の策定及び職員の安全管理を含めた非常招集計画の策定に留意する必要がある。

(2) 情報管理体制の確立

早期に情報を収集・集約・分析し、災害活動に繋げていくこと、また、災害の発生状況等から保有する消防力における対応の可否判断を行うためにも初動期における情報管理が重要となることから、情報通信手段の複数確保、119番通報途絶時の対応、関係機関等による情報収集及び伝達などに留意する必要がある。

(3) 消防活動方針

大規模災害発生時の活動方針は、消防本部の消防力を最大限に発揮し、総合的な対応を図るため職員が共通認識を持つことを基本に、災害の状況に応じた活動の優先順位や部隊活動の原則等、地域の実情に応じ、災害を想定して事前に定めておく必要がある。

これらについては、地震発生後に被害を増幅させるものとして、二次的に発生する火災があげられることから、火災への優先対応を考慮する必要がある。また、沿岸部では津波発生に備えた情報の収集、広報・避難誘導活動や津波の浸水想定区域内における活動等について活動方針を定めておく必要がある。更に、同時多発する災害に限られた消防力で対応するには、状況に応じた出動の選別を行う必要があるため、その基準等について定めておくことが重要となる。

(4) 部隊等の安全管理

沿岸部の消防本部では、津波警報等の発表後、広報活動や避難誘導など懸命の活動を実施したが、想定を超える津波により多くの職員が被災したことから、消防本部、活動部隊は活動状況に応じた安全管理に留意することが重要である。また、安全管理に関する事前計画の策定や、地震発生後における津波以外の事故・災害に関する安全管理についても留意する必要がある。

※別図津波に対する消防職員の安全管理についてを参照

(5) 部隊運用方策

消防本部では人命の安全確保と被害の軽減を図ること

を主眼として、災害に対する消防活動の効果等を的確に判断し、限られた部隊を効果的に運用することが重要となることから、留意すべき事項として、災害状況等に応じた本部運用と署所運用の切替え、災害の同時多発時における1災害への部隊出動数、被害集中地域への部隊移動配置、大規模火災時の部隊運用等を想定した計画が必要である。また、地震時は災害覚知の遅れ、消防水利の不足、がれき等による現場到着遅延及び障害が発生することを考慮する必要がある。

(6) 消防団等との情報共有及び連携のあり方

大規模災害発生時は被害の範囲が広大であることから、情報の収集をはじめ、広報・避難誘導活動、災害対応などにおいて、関係機関との連携は不可欠であり、特に消防本部と消防団との情報共有及び連携活動が重要となることから、留意すべき事項として、消防本部等と消防団との通信手段の確保及び連絡体制の確立を行い、災害時における活動の分担や連携方法について事前に計画を策定し、共同して平時における訓練等を実施しておくことが必要である。また、災害対応の中心となる消防本部等と消防団による合同の指揮本部を設置するなど、情報の共有と指揮系統の統一を図ることが重要となる。

(7) 長期化活動への対策等

大規模災害発生時は活動が長期化することが想定されるため、職員の食糧、飲料水及び車両等の燃料の確保とともに、継続した活動における職員の健康・安全を考慮した休憩や交替が必要となることから、食糧等の備蓄とともに、活動が長期継続した場合に必要な物資等を調達できるよう、署所近隣における事業所等との事前協定や協力体制の確立が重要である。また、活動時間に応じた職員の交替計画や休憩場所の確保等にも留意する必要がある。



発災翌日の関係機関対応会議の状況
(宮古地区広域行政組合消防本部提供)

津波に対する消防職員の安全管理について

消防の出動する現場は常に危険と隣り合わせである。しかし、火災現場などでは、多くの知見や災害現場経験から、資機材や装備をはじめ、状況に応じた安全管理策を図った上で活動するものであり、職員の身に危険が迫れば退避することとなる。

これに対し、津波に対する安全管理は、津波到達前に退避することが基本となる。津波到達までに一定の時間があれば退避する時間等を踏まえた上で可能な活動を実施するが、津波到達までに活動できる時間がない場合や、活動中であっても退避するための限界時間となった場合は、津波後の消防活動の継続を図るため、住民の避難誘導を行いながら、消防職員も住民とともに退避することが重要である。

○基本事項

(1) **消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため**、職員の身に津波による危険が迫れば「**消防職員も退避する。**」ということを基本とする。

このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくことが必要であり、また、訓練等により、出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める必要がある。

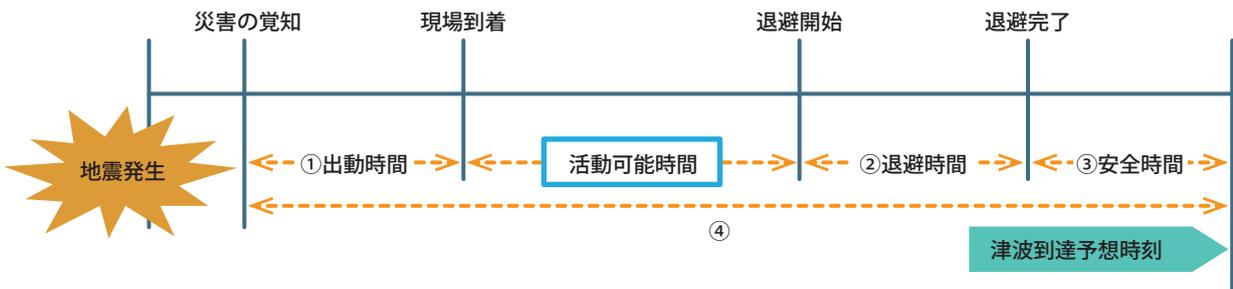
(2) 浸水想定区域内の活動については「**活動可能時間**」を判断し、その時間の中で活動する。

活動可能時間の判断例

$$\text{活動可能時間} = \text{④} - (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

※活動可能時間が終了すれば活動中でも退避する

- ①災害発生場所（地点）までの出動（移動）時間
- ②災害発生場所から直近の安全退避場所への退避（移動）時間
- ③安全時間（想定外の事案発生も含めて、安全確実に退避するための予備時間。例：〇〇分前退避完了）
- ④津波到達予想時刻までの時間



(3) 「**情報伝達体制の強化、確立**」を図る。

ア 消防本部と部隊が連携して、リアルタイムに情報共有が図れる複数の伝達手段を確保する。

イ 情報内容の確認が可能な双方向性をもった伝達手段を確保する。

3 おわりに

本報告書では東日本大震災において多くの消防職員が活動中に被災し、また、消防庁舎及び車両等にも多大な被害を受けながらの活動を余儀なくされたことを踏まえ、多様な大規模災害に対して、消防本部が事前に計画しておくべき事項及び具体的に取り組むべき方策等について例示するとともに、津波災害を中心とした安全管理のあ

り方についても示されています。

報告書の内容を参考として消防本部としての活動計画等の作成及び見直しに取り組んでいただき、大規模災害への備えに万全を期していただくことを期待するものです。

大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会報告書の全文は、消防庁のホームページからご覧いただけます。
<http://www.fdma.go.jp>